

# 令和7年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート（令和6年度の振り返りと令和8年度の取組検討）

施策No	512	
施策名	交通安全・防犯・消費者対策の推進	施策の目的 ● 市民が交通事故、犯罪、消費者トラブルの当事者とならないようにします。
関係課	市民生活課、危機管理課、社会福祉課、いきいき高齢課、道路河川課、建築住宅課、教育総務課、学校教育課、少年指導センター	

## 1. 進行管理

### (1) 指標の実績・考察と目標年度（令和7年度）の目標値達成見込み

指標	単位	実績値				見込値	目標値	最終年度（R7）の目標値達成見込	R6年度の実績説明・考察 及びR7目標値達成見込判断の理由
		R2	R3	R4	R5				
a 交通事故発生件数（暦年）	件	251	278	249	264	295	280	200	④現在の想定では目標達成が困難 ・高齢化の進展に伴い、高齢者の関係する事故が増加傾向であるため、また、基準値であるR2はコロナ禍による外出機会の減少に伴い、交通事故も減少していたことが考えられ、目標値の設定を見直す必要がある。
b 刑法犯認知件数（暦年）	件	534	406	559	741	727	700	405	④現在の想定では目標達成が困難 ・闇バイト等（窃盗犯等）、新たな犯罪が急激に増加しているため。
c 消費生活被害件数	件	760	633	645	713	726	700	570	④現在の想定では目標達成が困難 ・消費者被害について情報提供を行っているが、インターネット利用者の増加に伴い、新たな手法による被害が増加
d									

(2) 構成する事務事業の昨年度（令和6年度）の取組結果 ※効果が上がった、下がったの判定は、事業効果を説明する指標のR5との比較となります。

#### ①施策関連区分A（実施計画事業）

##### 【効果が上がった事業】

No	事業名	事業効果を説明する指標	単位	事業費（単位：千円）			効果説明		
				R4	R5	R6	R4	R5	R6
4	市道通学路整備事業	整備箇所数	件	5	0	3	56,313	13,369	30,418

##### 【効果が下がった事業】

No	事業名	事業効果を説明する指標	単位	事業費（単位：千円）			効果説明		
				R4	R5	R6	R4	R5	R6
11	消費生活啓発推進事業	楽しいくらしの講座参加者累計数/市民	%	0.21	0.30	0.30	216	136	151
		消費生活センターやホットラインの認知度	%	41.4	43.7	41.4			
		消費生活チラシの配付数/市民	%	6.1	6.9	6.7			
		消費生活被害件数	件	645	713	726			

#### ②施策関連区分B（実施計画事業以外）

##### 【効果が上がった事業】

No	事業名	事業効果を説明する指標	単位	事業費（単位：千円）			効果説明		
				R4	R5	R6	R4	R5	R6
5	交通指導員設置事業	児童の交通事故件数	件	13	11	5	39,734	39,759	39,847
7	交通安全教育事業	交通安全教室参加者数/市民	%	0.7	1.0	1.3	5,996	6,165	8,166
12	市民相談事業	平常相談件数（外国人含む）	件	341	234	293	3,135	3,304	4,020
23	街頭補導実施事業	巡回時に声掛けした人数	人	510	578	902	4,089	3,930	5,007
24	少年補導員会運営支援事業	団体の補助金執行率	%	0	0	55	0	0	98

##### 【効果が下がった事業】

No	事業名	事業効果を説明する指標	単位	事業費（単位：千円）			効果説明		
				R4	R5	R6	R4	R5	R6
6	交通安全意識啓発事業	交通事故件数/市民	%	0.2	0.2	0.3	450	287	1,040
8	佐野市交通安全推進協議会支援事業	交通事故件数/市民	%	0.2	0.2	0.3	700	700	700
9	佐野地区交通安全協会支援事業	交通事故件数/市民	%	0.2	0.2	0.3	1,200	1,200	1,200
10	佐野駅前自転車駐車場指定管理事業	放置自転車台数	台	49	44	49	11,796	11,833	13,397
13	消費生活センター運営事業	消費生活被害件数	件	645	713	726	6,207	6,674	10,130
		消費生活センターやホットラインの認知度	%	41.4	43.7	41.4			
		消費生活相談件数/市民	%	0.6	0.6	0.7			
14	栃木県消費生活リーダー連絡協議会佐野支部支援事業	消費生活相談件数/市民	%	0.6	0.6	0.7	53	53	53
		消費生活センターやホットラインの認知度	%	41.4	43.7	41.4			
		消費生活被害件数	件	645	713	726			
16	犯罪被害者等支援事業	見舞金支給件数	件	0	1	0	0	100	0
19	佐野市防犯協会支援事業	防犯対策を行っている割合	%	93.0	93.5	93.2	2,400	2,400	2,400
		自主防犯団体数	団体	77	78	78			

### (3) 基本方針の取組状況

#### ①特に実績をあげている取組（計画初年度（令和4年度）以降の取組状況）

- 市道通学路整備事業により、児童生徒の交通安全を確保することができた。
- 交通指導員設置事業により、登校時児童の交通事故を防ぐことができた。
- 街頭補導実施事業による巡回時声掛けにより、青少年の交通安全や非行・防犯に対する意識の向上が図れた。

#### ②未着手等計画通りではない取組（及び今後の対応）

特になし

### (4) 令和6年度行政経営方針の取組状況

#### ①令和6年度行政経営方針

- 通学路などを中心に危険箇所点検に基づき、改良を必要とする箇所の整備及び看板等の安全設備の設置・更新を行う。
- 警察署等と連携し、自主防犯団体の新規組織化を促進するとともに、既存団体の活動継続に向けた必要な支援を引き続き行う。
- 交通事故防止や被害の軽減に向け、警察署や関係団体等と連携し、積極的に交通安全教室や啓発活動を実施する。学校に対しては校長会議や研修会等において、交通安全指導の徹底を図り、児童生徒の意識の高揚を図る。
- 町会等からの要望を踏まえ、カーブミラーの設置・更新を行い、交通安全施設の充実を図る。
- リース期間終了後の防犯灯の運用について、佐野市防犯協会で定める対応方針に基づき実施する。
- 従来の普及啓発活動に加え、デジタル技術等を活用した広報活動を強化し、市民の防犯意識の高揚を図る。また、高齢者世帯への特殊詐欺撃退器の無償貸与を進めること。
- 少年補導員への研修を継続して行い、資質向上を図る。
- 消費者団体との連携やP.R活動、出前講座などを充実させ、正しい消費生活の啓発を図りながら消費者トラブルの防止に努める。
- 「ながら見守り活動」の普及に向け、「ながら見守り協力隊員」の増加を図る。また、通学路を中心に街頭防犯カメラを新設する。

#### ②令和6年度行政経営方針の取組状況

- 通学路の危険箇所点検に基づき、整備を3箇所、設計や物件算定等の委託を3箇所実施した。
- 自主防犯団体に対し、佐野警察署と連携して各種支援を行った。
- 警察署や関係団体と連携し、交通安全運動期間を3回、交通安全教室を3回開催し、意識の高揚を図った。
- カーブミラー等の設置・更新について、町会等からの要望116件のうち72件対応した。
- 防犯灯のリース期間終了後の対応として、防犯協会総会において「新たなリース契約を締結する」旨決定し、事業者選定を実施した。
- デジタルサイネージや市ホームページ、LINE等で防犯情報を発信したほか、特殊詐欺撃退器の無償貸与を継続して実施した。
- 少年補導員の資質向上を図るために、継続して研修を実施している。
- 「楽しい暮らしの講座」を6回、「出前講座」を35回開催し、消費生活に関する啓発を図った。
- 佐野警察署と協力して「ながら見守り協力隊員」について広報活動を実施し、登録推進を図ったほか、新たに街頭防犯カメラを5基設置、運用を開始した。

## 2. 課題と次年度（令和8年度）の取組

### (1) 課題<環境変化や関係者の意見、要望等を踏まえて>

- ①通学路安全対策及び信号機の設置
- ②通学路の安全確保及び防犯対策の取組の強化
- ③カーブミラー等の新設及び修繕・更新
- ④幹線市道における歩行者等の安全確保
- ⑤街路灯の点検及び修繕・更新
- ⑥見守り活動の強化と防犯意識の高揚
- ⑦青少年の非行や事故の未然防止
- ⑧消費者トラブル防止の更なる周知・啓発活動
- ⑨交通事故防止の啓発活動の強化

### (2) 課題に対する今年度（令和7年度）内の取組状況、予定

- ①通学路安全対策プログラムに基づき、整備工事を1箇所、設計や物件算定等を3箇所実施する。
- ②通学路について交通安全・防犯・防災の観点で関係機関・団体の連携により合同点検を実施し、危険個所について対策を実施する。
- ③カーブミラー等の新設や更新について、町会等からの要望箇所の状況を確認し、すみやかに対応する。
- ④幹線市道の歩道整備として、市道1級1号線（第3工区L=110m）の用地取得等を実施する。
- ⑤街路灯について点検を行い、不具合が見つかり次第、修繕や更新を行う。
- ⑥佐野警察署と協力し「ながら見守り協力隊員」についての広報活動を実施し、隊員登録の推進を図る。また、デジタルサイネージや市ホームページ、LINE等で防犯情報を発信し、防犯意識の啓発を実施する。
- ⑦青少年の非行や事故を防ぐため、関係機関と連携を図る。
- ⑧消費者団体と連携し、PR活動、出前講座などを充実させ、正しい消費生活の啓発を図りながら消費者トラブルの防止に努めるとともに、最新情報を速やかに市民に届けるよう努める。
- ⑨交通事故防止や被害の軽減に向け、警察署や学校及び関係団体などと連携し、積極的に交通安全教室や啓発活動を展開していく。

### (3) 次年度（令和8年度）の取組（案）

- ①②通学路を中心に危険箇所点検に基づき、改良を必要とする箇所の整備及び看板等の安全設備の設置・更新等を行い、交通安全施設の充実を図る。
- ③町会等からの要望を踏まえ、カーブミラー等の交通安全施設の充実を図る。
- ④通学路安全対策プログラム等に基づき、幹線市道の歩道整備を推進する。
- ⑤街路灯の点検結果をもとに、修繕や更新を行い適切な維持管理に努める。
- ⑥新たな形態の犯罪が増加しており、これまでの見守り活動の普及・啓発に加え、デジタルサイネージ等を活用した広報活動をさらに強化し、市民の防犯意識の高揚を図る。
- ⑦青少年の非行や事故を防ぐため、関係機関と連携を図る。
- ⑧消費者団体と連携し、PR活動、出前講座などを充実させ、正しい消費生活の啓発を図りながら消費者トラブルの防止に努めるとともに、最新情報を速やかに市民に届けるよう努める。
- ⑨交通事故防止や被害の軽減に向け、警察署や学校及び関係団体などと連携し、積極的に交通安全教室や啓発活動を展開していく。また、外国人に対しては、多言語表記ややさしい日本語等を活用した理解しやすい周知・啓発に努める。